

恵庭市社会福祉審議会条例をここに公布する。

平成17年3月30日
恵庭市長 黒氏博実

恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、社会福祉に関する計画の審議が終了するまでとする。ただし、第1項第4号に規定する部会については、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)
 - (2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)
 - (3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)に備考として次のように加える。

備考 恵庭市社会福祉審議会の専門部会の部会長の報酬の額については、附属機関の委員及びこれに準ずる者の委員会等の委員に定める額とする。

恵庭市社会福祉審議会条例施行規則をここに公布する。

恵庭市長 原田裕

恵庭市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(専門部会)

第3条 条例第7条に規定する専門部会が審議する事項は、別表のとおりとする。

(専門部会の会議の特例)

第4条 専門部会の部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門部会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門部会の決議)

第5条 専門部会の決議は、これをもって恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。ただし、専門部会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員及び条例第7条第4項の規定により委嘱された専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。ただし、専門部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課等が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会の区分	基本的な審議事項
高齢者福祉・介護保険専門部会	高齢者及び要介護者等の福祉に関すること。
	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	介護保険事業計画に基づく施策に関すること。
	介護サービス等の評価及び質の向上に関すること。
	介護保険の運営等に関すること。
	高齢者福祉に関すること
障害者福祉専門部会	障がい者等の福祉に関すること。
	えにわ障がい福祉プランの策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわ障がい福祉プランに基づく施策に関すること。
児童福祉専門部会	児童福祉、子育て支援及び母子保健に関すること。
	次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわっこ☆すこやかプランに掲げる施策に関すること。
	子どもの集う場所の整備・運営に関すること。
	保育計画及び施設整備計画の策定に関すること。

子ども発達支援センターに關すること。